

小規模企業の皆様を
対象としたカードローン。

小規模企業者無担保・カードローン
当座貸越根保証

「わくわくミニ」

【開始日】平成28年7月1日金～

お客様のご計画を
幅広くサポートします!

申込
受付中!

〈貸越極度額〉

50万円以上

※ただし、直近決算の平均月商の3ヵ月以内
(白色申告の場合は1ヵ月以内)

〈保証料率〉

年0.39%～1.62%

※ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。



小規模企業者無担保・カードローン当座貸越根保証「わくわくミニ」制度概要

保証の対象 (資格要件)		<p>次のすべての要件を満たす小規模企業の方。</p> <p>(1) 同一事業の業歴が2年以上で、1期以上の決算(確定申告)を行っていること。</p> <p>(2) 申込金融機関との与信取引または預金取引が6ヵ月以上あること。 ※法人の場合は、代表者との取引で可。</p> <p>〈個人事業者の場合〉 直近の確定申告で所得金額(青色申告の場合は、青色申告所得控除前の所得金額)を計上していること、もしくは債務超過でないこと。 ※貸借対照表を作成していない場合は、金融機関で内容を把握して貸借対照表を作成し、債務超過でないことを確認できること。</p> <p>〈法人の場合〉 直近決算において経常利益を計上していること、もしくは債務超過でないこと。</p>
対象資金		事業資金(運転資金、設備資金)
保証条件	貸越極度額	50万円以上 300万円 ただし、直近決算の平均月商の3ヵ月以内(白色申告の場合は1ヵ月以内)
	保証期間	1年間もしくは2年間(ただし、更新は妨げない)
	貸付形式	当座貸越(根保証)
	担保	不要
	保証人	法人代表者の連帯保証が必要です。(特別な事情がある場合を除き、それ以外は不要)
	貸付利率	金融機関所定利率
保証料率	基準料率	年0.39%~1.62%
	適用料率	申込人が会社(株式、特例有限、合名、合資、合同及び土業法人)であって、会計割引の要件に該当する場合は、会計割引(0.10%)を適用します。
責任共有		取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象
申込時添付書類		保証協会が必要とする書類
留意事項		「根カード」「わくわく500」「根当座」「エクセレント長崎」との併用はできません。
実施日		平成28年7月1日 創設

平成28年7月1日現在

本制度の詳しい内容については、信用保証協会またはお取引金融機関にお気軽にお問い合わせください

NAGASAKI GUARANTEE

長崎県信用保証協会

〈長崎県信用保証協会ホームページ〉<http://www.cgc-nagasaki.or.jp/>

本所 〒850-8547 長崎市桜町4番1号 ☎095-822-9171(代)

佐世保支所 〒857-0053 佐世保市常盤町2番17号 ☎0956-23-3295

取扱金融機関